第五十八号

令和元年

曜

 \exists

十二月十六日

月

目 次

○道路の区域変更………………………………………………………………………………………四○九

告

示

公

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請………………

告 示

山梨県告示第百五十三号

設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年一月六日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和元年十二月十六日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

道路の種類 一般国道

路線 名 百三十九号

三 道路の区域

大月市七保町瀬戸字小俣川四番地先まで大月市七保町瀬戸字小俣川三番一地先から 区 間 旧 の旧 別新 新 (メートル)敷地の幅員 一〇・: 二五・三 三二六-_ 一・ 九二 ・ 一 (メート) 八二・ 八二・ ル長

公 告

Щ

梨

県

公

報

第五十八号

令和元年十二月十六日

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、 山梨県県

令和元年十二月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 申請のあった年月日 令和元年十二月六日
- びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人縄文トーラス
- 2 代表者の氏名 林憂也

·四〇九

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市旭町上條中割六百三十二番地二十
- 4 与することを目的とする。 た意識啓発を促進し、もってアジア諸国の健全な発展および教育・文化の発展に寄 諸国の市民レベルでの友好・交流事業を通じて、アジア諸国の諸問題の改善に向け アジア諸国の市民に対して必要な協力・援助の諸事業を行い、同時に日本とアジア 会生活全般のインフラの遅れなど、アジア諸国の社会的諸問題の改善に対処すべく 定款に記載された目的 この法人は、市民の自発的責任に基づき、経済格差や社
- \equiv 縦覧期間 令和元年十二月十日から令和二年一月十日まで

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
	第五十八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
八番一号	令和元年十二月十六日
印刷所	日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
六番	
	四一〇